

令和7年度第1回鳥取県地域自立支援協議会（10月20日）

（上田課長補佐） 鳥取県障がい福祉課の上田と申します。よろしくお願いいたします。それでは定刻となりましたので、皆さんの資料のほうはページを解除していただきます。令和7年度の鳥取県地域自立支援協議会の第1回を開催したいと思います。開催に当たりまして、まず、鳥取県障がい福祉課長の小林より一言御挨拶させていただきます。

（小林課長） 県庁の小林でございます。委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。県の自立支援協議会、今年の3月に令和6年度の会議を遅ればせながら1回開催したきりになっていたもので、少し内部的には話をさせていただいて、今年度、早い段階で、まず1回やろうということで開催をさせていただきました。障がい福祉をめぐる様々な課題については、今日のメンバーの方にも実は参加していただいている14日には、福祉の県議会の常任委員会で、出前委員会みたいなものもあり、障がい福祉のことについて議論いただいたようなこともありますし、新聞ではいろいろ虐待のことですとか、様々なことが全国それから鳥取でも課題として上げられております。

今日はそれぞれの部会の皆様からの報告ですとか、それから闊達にちょっと議論したいなっていうふうな項目につきまして、全部が全部ではないんですが、ピックアップしまして、議題として御用意しておりますので、限られた時間ではありますが、皆様の様々な御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

（上田課長補佐） ありがとうございます。本日、御出席の委員の皆様についてはお手元に出席者名簿を配布しておりますので御確認いただきまして、御紹介は省略させていただきます。なお、名簿には記載にありませんが、東部4町の基幹相談支援センターの方にも出席いただいているのと、県関係で子ども発達支援課、中部、西部の県民福祉局のほうも参加してもらっておりますので、あらかじめ御承知いただきますようによろしく願いいたします。本日は、発言時以外はマイクをミュートにいただき、発言されるときはマイクをオンにして、御自身の名前を言っていただいて発言をよろしくお願いいたします。

それでは議事のほうに入っていきたいと思います。議事の進行は廣江座長様にお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

（廣江座長） 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。社会福祉法人養和会の廣江です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。私に何かありましたら乾さん、副座長よろしくお願いいたします。では、早速ですが、議事次第に沿って進行させていただきたいと思います。まず、1点目が各専門部会の実施状況ということで、こちらの報告からお願いしたいと思います。まず、相談支援体制部会さんから、これは部会長さんから報告。

（上田課長補佐） はい。飯田部会長よろしくお願いいたします。飯田さん聞こえてないですかね。

（廣江座長） 中部の支援センター、ミュートになったままですが、飯田さん、飯田さん、聞こえますか。聞こえてないですかね。参加者を見ると、飯田さんは中部支援センター、今日2人で参加となっていますが。

（保木本委員） 地域移行からいきましょうか、次の。

（廣江座長） 地域移行いきますか。事務局から連絡取ってもらったりしてもいいですか。じゃあ、保木本さん。

（保木本委員） サマーハウスの保木本です。よろしくお願いします。地域移行部会は8月29日に第1回というところで開催しています。昨年もちっと開催されなかった関係もあって、意見交換というところが中心にはなったんですが、精神障がい者の地域移行に向けた取組というところでいきますと、入院者訪問支援事業の開始というところで、県のほうから説明がありました。これは鳥取県精神保健福祉士会のほうに、研修の委託がしてありまして、11月下旬、26だったかな、に一応開催予定になっているというところですよ。

まず、入院者の希望に応じて訪問支援員の派遣の実施をしていこうというところの予定がお話しされています。あと、多職種・多機関推進事業についてというところで、これも県から説明がありまして、一応ここの事業については終了にして、今後については少し検討していくというところで話が出ています。あと、施設入所者の地域移行に向けた取組というところで、障がい福祉計画の地域移行者数の目標の設定の根拠であったりとか、そこに向けた推進事業ですね、モデル事業的に地域移行、施設入所支援の事業所が進めていくっていうところもお話があったりもしました。

あとは、各圏域における地域移行に関する取組というところでは、東部圏域では令和6年度に、地域移行部会の中で、施設からの地域移行をモデル的に取り組んだという報告がありまして、一応その方につきましては、グループホームのほうに移行されたというお話が出ています。あと、中部圏域では、基幹センターであったり、委託の相談支援事業所とか、保健局であったり、連携を対応しているという報告がありました。あと、西部のほうでは、障がい者支援施設の訪問であったり、医療機関から直接、相談支援事業所へ相談があったりとかっていうような形で地域移行を進めているというところで、はい、主に意見交換とか、地域の状況っていうところの情報交換が中心だったかなというふうに思います。簡単ですけど以上です。

（廣江座長） はい、保木本さんありがとうございました。報告を全部言ってから質問等あればお聞きしましょうか。飯田さん、聞こえますか。

（飯田委員） はい、じゃあ、相談支援体制部会について簡単に報告させていただきます。まず、議題の1番で相談支援専門員の質の向上策や確保策というところで、県のほうから研修の実施状況だったり、各圏域全体的な数字だったり、相談支援員の現状だったりの報告がありました。それで全体的な意見としては相談支援専門員の現状としては、やはり足りているというところの印象はなくて、新規の受入れに少し時間がかかったり、なかなか研修受ける時間をつくるというのが大変だっている現状もあったりするので、業務の効率化に励みたいということだったり、各圏域で話し合ってたことを、またちょっと整理して県に要望していきたいというような意見も出ていたりしました。

それで、相談支援の質の向上については、各圏域の部会だったり、基幹センターだったり、主任さんが事業所を訪問されたり、あと、主任さんが意見交換会などをされているっていうところですよ。それで、グループスーパービジョンというのもしられていますけど、それだけでなく

西部でも教育と福祉と医療の連携の会などがあって、他圏域から参加されたということもあったので、グループスーパービジョン以外でも、これっていう内容があれば、圏域またいで参加できたらいいなっていう意見がありました。あと、主任相談支援、2番ですね、専門員のネットワークで、これは基幹連絡会については、こちらに書いてあるとおりですが、11月12日に一応第2回を実施する予定です。3番の地域生活拠点の状況については、今までの情報共有が主で、各圏域が登録制度とか、イメージできるものを、広く当事者さんにきちんと幅広く伝わるような仕組みだったり、チラシなり考えていきたいというような意見がありました。以上です。

（廣江座長） 飯田さん、ありがとうございました。では、続いて就労支援部会をお願いします。尾崎さんですかね。

（尾崎委員） はい。鳥取市にあります地域生活支援センターみんなの家の相談員の尾崎です。就労支援部会の報告をさせていただきます。よろしくお願いします。今年度、就労支援部会は2回開催しております。7月は主に議題が2つで、1つ目が就労選択支援、今年の10月から始まった新しい福祉サービスになりますが、そのことについて情報共有や協議等をしております。事務局のほうからは、就労選択支援の概要や就労系福祉サービス事業所等を対象に、県のほうが実施されたアンケートの報告がありました。委員のほうからは就労選択支援、障がい者本人の希望や能力に応じて適切な支援を行う上で重要な取組というところで、就労選択支援事業者のアセスメント能力について県内で統一する必要があるというふうな意見が出ました。

それから都道府県知事が認める就労選択支援の実施主体の要件について質問があり、事務局から圏域ごとに就労選択支援の準備・状況も異なっているので、各自立支援協議会等の関係者の意見を聞きながら、今後検討していくとの回答がありました。それから1回目の議事の2つ目ですが、就労継続支援B型の総量規制の現状について情報共有がありました。それで、委員からはB型事業所の総量規制について、現在の取組では規制になっていないということや質で評価するのではなく、各市町村の障がい福祉計画に定める必要な見込量などの数字で規制を行うべきとの意見が出ました。2回目は9月に開催しています。それで主な議題が1回目の就労選択支援のことで各圏域の意見を聞くということが決まったので、それについて県のほうが聞き取りをされたことの情報共有と協議をしました。就労選択支援事業に関して市町村の関係者からの意見及び就労選択支援事業所の指定状況について説明がありました。委員のほうからは就労選択支援事業所の質の確保も大事だが、就労アセスメントに関する能力や実績を持っていても、国要件を満たすことが難しい事業所もあるので、国要件と同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業所については、指定することも検討してほしいという意見があって、今後、市町村や当事者団体から就労選択支援事業所の確保について御意見をいただいているというところで、他県の状況や国の状況も見ながら、引き続き検討していくというふうな結論になりました。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。では、医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会さんの報告をお願いします。

（椿委員） はい。支援センターすてっぷです。よろしくお願いします。では、医ケア部会の報告をさせていただきます。部会のほうが7月8日に開催を第1回ということで開催をされてお

ます。内容としては、圏域ごとの現状報告、それから県からの事業報告、それと個別避難計画の概要についてというところで、大きく分けて3つを議事として上がっております。まず、圏域ごとの報告ということで、圏域の協議会の状況とか、開催状況、課題等について共有というところでさせていただいた経緯があります。

内容としては、医ケア児の送迎支援事業について開催した鳥取市さんからの報告ですとか、八頭町の就学支援について、看護師1名配置だったということもあり、希望者が利用できないという状況があったということで、結果、2名配置になって解決はできたんですけども、また、このような同様のことがおきる可能性があるということで御意見いただき、持続が可能な在り方について検討の必要があるといった内容とか、あとは、今年度若桜町さんが医ケアのコーディネーターの配置予定だというようなことなどの報告がありました。

あと、もう1件ですけれども、福祉避難所についての議論をしております。西部のことになるんですけども、総合療育センターが災害のリスクがあるということで、福祉避難所に指定をされてないという現状があるっていう報告がありまして、日常、特に医ケアが必要な方については、慣れたところが皆さん希望されているという話の中で、できればそういったことができないだろうかという話が出ております。福祉避難所の指定基準の統一ということが必要ではないかということで、近隣の総合療育センターは津波のリスクがある。ただ、近隣の介護保険施設は指定されているというような実情があるということで、そこの辺りの整理が必要ではないかということでした。東部でも養護ですかね、近くに千代川がある地域ではあるんですけども、指定がされているといったようなところもあって、その辺りの基準の統一に向けて検討をしていきたいという話になっています。次回以降の部会でこちら確認をした上で検討していくという話になっております。

続いて県からの事業報告ということで、医ケアの支援センターの活動状況について、それから養成研修、フォローアップ研修、それとケア児者の県の予算についての報告がありました。それから最後に、個別避難計画の概要についてということで、県の消防防災課のほうから基本的な概要とそれから県内の計画策定の状況についての話をいただいております。県内の19市町村で、避難計画され、名簿は作成済みということだったかと思いますが、計画のほうの作成は市町村が行っているということで進捗状況とか、進め方、対応について差があるというか、それぞれの対応になっているという状況報告がありました。以上です。

（廣江座長） はい、椿さん、ありがとうございました。では、一応部会の各部会の報告がありましたが御質問、御意見等ございましたらお願いします。もしくは補足などもあったらお願いします。よろしいですか。就労支援のことでこの報告とはまた違うんですけど、今日午前中、社会保障審議会の障害者部会があつて、ユーチューブで少し途中途中を見ていたんですけど、就労継続支援事業の質とか、そういった問題だったり、地域格差の解消とかそんな話がされていたんですけど、就労だけじゃなくて障害福祉サービス全般ですね、その中で就労継続支援の地域申請及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン案というのが国で示されていて、総量規制とか、そういったのに絡んでくると思うんですけども、適正な運営ができないB型が増えているんじゃないかというのが国で検討されている中で出てきたもので、新規申請のときに指定権者の都道

府県がちゃんと対応すべき内容だったりとか。それから実地指導などで把握すべき内容などが盛り込まれた案が示されていました。そういった動きも国のほうではあるようですという報告です。

はい、皆さん方、特に質問、御意見等なければ次に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。では、各圏域における地域課題についてをそれぞれの圏域から報告をお願いしたいと思います。では、まず次第というか、資料に沿って鳥取市さんからお願いできますでしょうか。

（足立委員）鳥取市の障がい福祉課足立です。

鳥取市の障がい福祉課から、報告をさせていただきます。資料6ページです。はい、県の地域自立支援協議会様のほうに報告させていただいた地域課題ですけれども、まず、6ページ目のところですね、障害福祉サービス全体の人材不足っていうことが地域課題として上がっております。それで、相談に関しては新規事業者に対して、なかなかスムーズに相談支援事業所を紹介できなくなっていると。その依頼を受けて鳥取市のほうは1回御相談承って相談支援事業所はどこがいっていかっていうのを基幹相談支援センターさん等が差配しているんですけども、そこがなかなか受けただけでないような、計画、相談しても受けてもらえないという状況がちょっと続いているというふうなところで、常に待機者がいるっていう状況が今、特に18歳以上の者の方で起きているというふうな状況になっています。急ぐケースでの対応がちょっと難しくなっているなっていうのが、今、状況ですね。

次、居宅介護に関してですね、何年も前からヘルパーさんですね、人材不足ということがあったりとか、あとは事業所の閉鎖ということが、山間部のほうで起きていて結構使いたいっていう方いらっしゃるんですけども、例えば週1回でも使いたいとか、そういった方もいらっしゃるんですけども、なかなかそのニーズに対応できてないといったことが状況になっています。

続きまして、入所施設の職員の方の人材不足、人の数がないということで短期の入所とか、その人の入所というところの受入れが難しくなっているなというところで、特に重度障がいの方の受入れが、やはり断わられてしまうという状況が続いていまして、受入れ枠がちょっと少なくなっているなというふうなところが今課題としてなっております。それで、これについて地域圏域での検討状況と検討内容ですけれども、居宅介護の部会でハローワークさんと連携をして、今、小林学園さん、専門学校ですね、説明会を実施してヘルパーさん、実際、居宅介護を受けていらっしゃる方を招いては、学生さんにヘルパーさんがどれだけ助かっているとか、そういったお話をさせていただいたところですね。

それで、あとはもう少し若い高校生の方にヘルパーさんの職業のようなことをちょっとPRできる場を今いろいろ設定しようかなと思っているところでございます。続きまして、相談支援部会、これ月1回やっているところと、あと、主任相談支援専門員さんと意見交換をして相談員の育成であるとか、対応についてどうしたらいいかっていう議論をしているところです。それで、今年度もいろいろ計画を持ってもらうためのいろんな施行を試験的にいろいろやってみているところでして、そういったこともしながら、必要度の数字化についても基幹相談支援センターさん中心に、今データを整理しているっていうような途中であります。今後もちっといろいろやっていこうかなと思っているところです。

それで、県の自立支援協議会で検討が必要なこととして、やっぱり人材不足っていうところに

関しては、例えば東部圏域だけとかってということじゃなくて、県全体、全国的な話ではあるかなと思うんですけども、一体となって広報していくとか、力を入れていくってところをやっぱり重点的に取り組んでいかないといけないなっていうところですね。あとは、相談支援事業所を立ち上げやすい環境とか、事業継続していきやすい環境っていうのを整えるための取組が何かあるのかなというところを思っています。

特に相談員さんの報酬が低いかなというところを、私も実地指導行っていてすごく思うところでもありますので、何かそういったところの事業所としてもなかなか継続していきにくい実態というのがあるんだろうなというふうなところを感じているところでございます。

続きまして7ページ目のところですね。続いての課題ですけれども、医療的ケアが必要な方とか、強度行動障がいがある方が通える通所サービスとか、短期入所施設が足りてないという状況があります。それで、今年の夏に特別支援学校さん3校にちょっとお邪魔させもらって、進路決まっている生徒さんの状況とかお聞きしたところですけど、やはり医療的ケアが必要であるとか、ちょっと行動に問題があるような生徒さんの受入れがやっぱり厳しいですっていうふうなことをかなり聞いていて、何とか例年進路が決まらない方なしで頑張ってきたけれども、だんだん難しくなっているねっていうふうなお話をいただいたところです。それで、やっぱり本人もそうなんですけれども、親御さんも結構不安が大きくなっているというふうなところで、結局通所に結びつかない方はお家で見るっていうふうなことがやっぱり余儀なくされているというようなことで、家族さんが疲弊されているっていうふうなケースがやっぱり複数あるなっていうふうなところを感じているところです。それで、一応それに対しての検討というふうなところですね。それぞれサービスごとでワーキングを設定して、関係者呼んで話し合っているところです。生活介護のワーキングであるとか、強度行動障がい児のワーキングであるとか、医療的ケア児のそういったワーキングを開催して、1個1個個別でケースを見させてもらって、こんな方にはこういったことがあったらできるんじゃないかとか、そういうことをちょっと丁寧に進めていかないとやはりいけないなというふうなところを今考えているところです。

それで、なかなかサービスにつながりにくいケースがやはりあって、本人だけでなく家族さん全体で困難感があるような方もいらっしゃるというところで、当事者とか、家族とか、相談員さんだけに負担かけずにチームで解決していくって体制をちょっとどうにかつくっていききたいなというふうなことを、今、話し合っているところです。

それで、県の自立支援協議会のほうで何とか検討をしていけないかなと思うところとしては、強度行動障がい児者の先導的支援事業の有効活用というふうなところですね。やはりいろんなケースがあってやはり今後も施設の方となかなか折り合いがつかなくてというケースもまた、出てくるのかなっていうところもいろいろ思うところで、数というか、需要もどんどん増えていくんだろうなというふうなところありますので、ここもちょっと注視していきたいというふうなところと、施設入所もグループホームも在宅も困難というケースがやはりあると。それで、こちらの提案といいますか、こういうふうにしたら使えるんじゃないかとか、なかなか本人としても乗りづらいところとか、でも、結局いよいよ支援者にどうしても助けを求めてしまうっていうふうなケースも結構あったりするんで、なかなかどうしようかなと悩み、なかなかいい策が見いだ

せないような方も結構幾つかあったりして、そういったこともちょっと皆さんと共有して、チームで取り組んでいけないといけないというようなところを思っているというふうなところがまず議題の2つ目です。

7ページの最後、下のほうですね、これ最後ですけれども、避難行動の要支援者制度における個別避難計画がなかなか浸透していないというふうな状況があります。今、鳥取市のほうでは、相談支援事業所の方中心に啓発をさせていただいていまして、受給者証を作るときにチラシを送ったりとか、鳥取市のほうでさしていただいているんですけれども、計画自体を相談支援事業所の方に委託を1件幾らというふうな契約を結んで委託しているんですけども、なかなかそこが目標としている数値に追いついてないというふうな状況がありまして、やはり本人さんとかも必要性みたいなのが、なかなかこちらで説明が難しいというか、そういったところ、ちょっと課題に、今、思っているところです。

それで、あと、相談員さんとしても、通常の業務にすごく追われているっていうようなところがあって、個別避難計画の作成の支援までできてないというような現状があります。それで、本人さん、家族等もやはり避難ということに関してはかなり不安というものを感じていらっしゃるんで、そこをどうにか安心できるようなことに何とかつなげたいなど。計画策定に何とかつなげたいなどというふうなことで関係者といろいろと話をしているっていうふうなところなんです。一応検討状況としては、月1回やっている相談支援部会で2回にわたって今、議論をするっていうふうな予定です。まずは制度についてみんなで知って、なかなか完璧な記入っていうのは難しいかなと思うんですけども、個別避難計画の申請というものを勧奨して進めていこうかなと思っているところです。東部独自の災害後の生活支援というのがあって、例えば個別避難計画って災害が起きたときにどう避難所に行くかっていう計画かなと思うんですけども、避難所に行った後で、今まで使っていたサービスを何とか継続して使っていってほしいというところがあって、災害後の生活支援という制度をつくって、これも登録をしているというふうな状況であります。

それで、あと、県の自立支援協議会のほうで検討が必要な事項としては、福祉避難所への避難を想定した実際の避難訓練というか、やっぱり実態としてなかなか機能させたいというところがありますので、やはり避難訓練というか、そういったことをやっていかないといけないだろうなというふうなところを思っているところでございます。鳥取市の圏域からは以上です。

（河内委員）私も十分聞けなかったんですけど、ちょっとだけ補足させていただけたらと思います。2番目の医療的ケアと強度行動障がい者の支援が足りないという話で、県の自立支援協議会で検討が必要な事項ということですけども、最初の先導的支援事業の有効活用というのは、これは東部のほうでは3事例、東部では5事例か、鳥取市では3事例ということでやっているんですけども、その事例で結局止まっているという現状があって、本当は新たにそういった事業が必要なケースとかがあるのに埋もれているんじゃないかということもありまして、そういったところをきちっと見ていかなきゃいけないなというところで書かせていただきましたし、あと、施設入所、グループホーム、在宅も困難というケースについては、これは本当に圏域だけでなかなか解決できるものじゃなくって、中部圏域、西部圏域とも一緒に検討していかないと解決していかない、しなきゃいけない問題なのかなと思いましたので上げさせていただきました。すみま

せん。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございました。では、東部4町お願いします。

（保木本委員） はい。東部4町です。はい、資料8ページのほうになりますが、内容としましては、先ほどの相談支援体制部会の報告でも出ていたんですけど、鳥取市さんの視点で出たのかな、相談支援専門員の人材不足と、あと、業務効率化の検討ということで上げさせてもらっています。やっぱり鳥取市のほうでもそうだったんですけど、やっぱり新規の相談があったときになかなか直ぐ決定がないってところで、支援が入る、関わりに入っていくまでに少しタイムラグができてしまう、人はいないとか、受入れないという事情でこういう時間を要することがあるっていう状況の中で、確かに人材不足というところもあったり、先ほどのお話しでもあったんですけども、やっぱりなかなか成り立たないというか、この報酬の関係もあって相談支援事業所1本で成り立たないとか、そこの難しさみたいなところもあったりするんですけど、あと、業務量の多さっていうところも少し話が出ていて、かなり加算とかは創設はされてきているんですけど、そこに係る事務作業といいますか、やっぱりここもやっぱり業務を圧迫している部分なのかなっていう話もちょうと出ていたんで、業務効率化みたいなAIの導入ですね、その今の話もちょうとやっていく必要もあるのかなというところで話をしています。この制度のDXに向けた取組みたいなそういう話が聞けるといいねという話もちょうとしたり、そこもAIとか入れるに当たっての補助金とかあったりすると、少し業務効率化図れないかなというお話をしています。DXというところは、自治体のほうとか、ほかの分野とか、介護保険のほうとかでも何かそういう、もう取り入れたりとか、そういうシステムというか、ソフトが入ったりしていつているっていうふうには聞くんですけど、その人材不足ってどこの分野というか、どこのフィールドもやっぱりそういうようなお話を聞くので、人とか、支援者の数を増やしていかないといけない現状はあると思うんですけど、多分、何か我々が思うような増え方は今後していきにくいのかな。ただ、人口減っていったりとか、今度2040年問題か、かなり働き手が減っているような、そういうふうな見通しが何かされている中で、じゃあ、どういうふうに人の確保をしていこうとかいうところもお話もあったりで、このDXっていうところは少し注目していつていいのかなというところで、こういったお話を上げさせてもらっています。

あと、もう1個は通院時の移送費というところで上げさせてもらっています。東部4町は精神科の医療機関がないので、通院となると市内の精神科病院に通うっていうことになるんですが、お住まいによっては片道30キロぐらいの距離があって、かつ、公共交通機関、バスとかJRですね、なかなか障害の特性によって使えない方については、タクシーで行かれているっていう状況なんですけど、そうなるとかなり費用が高額になるっていう状況があります。片道1万とか、何かそんなんで行かれているというところで、本当は月に1回ぐらいの通院でやっていきたいんですけど、どうしてもその費用のことを考えると、3か月に1回とか、2か月に1回っていうのをせざるを得なくなるというような状況があって、本当に必要な方に必要な医療が少し届きにくいというような状況にはなっている現状があります。

町によっては、制度、交通費に係る費用負担の助成ですね、そういうのをしていたりもするんですけど、そういうのができないかなとか、検討していく必要があるのかなというところですね。

ど、中西部でも同じような課題があれば、ちょっと情報を取っていききたいなというところの話は出ているので、何かそういったお話も今後聞けるといいかなというところで上げさせていただきました。はい、以上です。

（廣江座長） はい、保木本さんありがとうございました。では、続いて中部圏域お願いします。

（飯田委員） はい。中部圏域です。中部圏域も先ほどと同じような課題はあるんですけど、今回はちょっとこのテーマで上げさせていただきました。昨年度も同様なんですけど、医療的ケアが必要な方が利用できる事業所が少ないっていうところで、これについては、すみません。ちょっと避難訓練が同時に行われて少しちょっと（音が切れている）

それで医療ケア部会でも、介護保険サービス事業所などにも受入れの検討ができないかとか、あと、医療機関にもそういう相談ができないかっていうところで、事業所にアンケートを実施するような案も考えていて、11月の医療ケア部会に向けて考えてはいるんですが、県の中でうまくその医療を利用する方で、介護の事業所だったり、うまく何か連携がいつてるような例があれば、教えていただきたいというところで上げさせていただいたのと。

2つ目ですね、こちら先ほど就労のところ報告があったんですが、中部圏域が現在その就労選択支援事業所で手上げをしているところがないっていうところで、一応研修があって、全部の事業所ではないですけども、参加はしているんですが、ちょっとそこを中部として改善していくためにどうするかっていう話もあるんですけども。そもそも実績、職員の資格だったりというところの要件がなかなか難しいので、そもそもの問題が解決しないと手上げっていうのも難しいのかもしれないというところで、こちら県でも、県の会でも出てますが、・・・だけの問題・・・

（音が切れている）

（廣江座長） はい、以上ですね。はい、ありがとうございます。では、続きまして、西部圏域お願いします。

（柴田オブザーバー） 米子市基幹の柴田です。よろしくお願いします。西部圏域、米子市のほうは、強度行動障がいのある方への支援についてという課題、まず、こちらですね。現状としては、在宅の強度行動障がいの方に対応できるサービス事業所が限られている。あと、在宅での支援が困難で施設入所の空きがないため、困難な方がいるというような現状があります。圏域での検討状況としては、西部自立支援協議会の相談支援センター連絡会で検討したり、行動障害ワーキングでの現状の共有・課題について検討しております。

県の自立協での検討が必要な事項としては、在宅で、地域で生活している方への支援について、地域の社会資源が不足している中、施設入所の整備を含めた対応方針の検討というのを上げております。利用されている方が1つの事業所が撤退すると、次がなかなか見つからないというような現状がありますので、こちらについては引き続き課題だなということで上げさせてもらっています。

次にグループホームの大規模化への対応なんですけども、現状としては8名以上が、こちらが適正な規模だよということではいるんですけども、米子市のほうで10人を超えるようなグループホームが今年度も2つ新設される予定です。支援体制に関しても十分とは言えないような施設も見られている現状ですので、こちら課題として上げさせてもらいました。圏域での検討

内容としては、指定権者が鳥取県のため、市町村の関わりには限界があるということですね。あと、県の自立支援協議会での検討が必要な事項として、施設の大規模化に対する抑止力になり得る具体的方策の検討であるとか、新たな整備・事業所指定の相談があった場合の対応ということで上げさせてもらいました。

次に、相談支援専門員の確保と質の向上についてなんですけども、こちら東部と同じで、相談員さんの不足により、速やかなサービス利用に支障が出ている現状が引き続きあります。今年度なんですけども、米子市の事業所に聞き取りを行いまして、相談員さんの増員に関して何が課題になっているのかということ聞き取っています。こちら聞き取った内容をまた県のほうにも要望として上げようということで、今、動いているところです。県の自立支援協議会での検討が必要な内容としては、立上げ支援の検証により、次年度以降、こういった立上げ支援の工夫、変更の余地があるのかということ、県に対して提案してみようと思っています。

あと、相談支援専門員一人当たりの適正な受託件数について、個別支援の充実と事業所運営の両面から検討するということになりました。あと、教育と福祉の連携については、見ていただいたとおりとなっています。今年度も8月の8日に研修会を開催しています。以上です。

（廣江座長） もう1個、西部ありますが、説明はよろしいですか。

（橋本委員） すみません。これ最後なので、虐待事象の増加傾向については、橋本から説明させてください。先ほど、前のほうでグループホームの大規模化というようにところを課題として上げていると思うんですけども、それとも付随していることなんですけど、グループホームであったり入所施設での虐待事象、疑われる事象というのが最近多く発生しているという状況があります。それで、中をよくよく見てみると、建物は立派なものが建つにしても、中の支援体制っていうのが十分でないなっていうところがよく見られるということがありますので、ここは今後、それぞれ今後もなんですけれども、事象が発生した場合には、適切な対応を行うとともに、今年度から各事業所で義務化されている地域連携推進会議についても適切な関わり方っていうのを考えながら進めていくことができればというふうに思っているところでございます。以上でございます。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。各圏域からお話をいただきました。重なっているものも幾つかあるように思いますが、全部で12の案件がありましたが、全部やっけると時間がないので、これはどうしても検討してほしいというようなものがありましたら、お声を上げていただきたいんですが、共通して多かったのが、やはり相談支援の体制が非常に人材不足も含めて、どこの圏域でもあるのではないかなと思われま。中部は大丈夫なんですかね、そこは上がってなかったんですけども、東部、鳥取市、西部は相談支援、そのところの体制については。

（飯田委員） 中部も新規が全く受け入れないとか、ものすごいお待たせしてるところまではないですけど、結構、事業所さんにもちょっと問い合わせとかもしたり、聞いたりすると、やっぱり厳しかったり、例えば1つの事業所では1人休んだり、退職が出ても、そこから次入ってくる目処が立たなかったりということで、だんだんちょっと厳しくなったりっていう状況の中で、何とかどこもやり繰りしてると思うんですけど、ただ、どこも一緒だと思いますけど、ちょっと限界に近づきつつあるので、やっぱり業務の効率化だったり、何かしら対応が必要なふうには感じ

てます。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。今西さんいらっしゃるんで、今西さんから一言どうですか。

（今西委員） 飯田さんが言われたようにで、本当に新しい人がなかなか受けれないっていうのと、課題が1つじゃないっていうところがたくさんあるので、それでいくと本当に労力がとても必要なケースが増えてるっていうのが現状かなと思っています。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。この件については、保木本さんも課題の提起をされていらっしゃるんですが、なかなかこれ、じゃあ、増やしましょうって言って、一気に増えるものでもないんですけども、相談支援専門員の研修が終わって新たな相談員が生まれていると思うんですけども、その辺の状況は、東部などはいかがですか。鳥取市や東部など。

（保木本委員） 東部四町でいくと、今年度終わられた方ではないんですが、10月かな、若桜町のほうで、相談支援事業所が1件、スタートしていただける事業所がありましたというところなんです。でも、初めて御相談支援されるっていうところなので、地域でしっかり相談員さんを支えていけないといけないなっていうところでは思っているところですが。河内さん、鳥取市どうでしたっけ。

（河内委員） はい。鳥取市です。鳥取市は今年度、相談支援の資格を取られて開設された事業所が2つあって、1か所は4月から順調にちょっとずつ計画を立てていただいているんですけど、もう1か所のほうはやっていたんですけども、すぐちょっと休止っていう感じだったんですけど。その事業所の方が休止されてるところが、このたび、資格を取られましたので、また、冬ぐらいから再開しようかなという話がありますので、少しその辺は期待しているところです。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。西部は椿さんいらっしゃるんで、椿さん、西部の状況を少し報告していただいてよろしいですか。

（椿委員） 椿です。お世話になります。どうでしょう。米子の基幹さんのほうがちょっとその辺り把握されているかなと思うんですが、新規の相談支援の事業所というのがありましたっけ。まだ聞いてないような気がしておりますが。

（柴田オブザーバー） 米子市の柴田です。はい。新規の事業所は今のところないんですが、もともとある事業所のほうで今回研修を受けられた方を3名増員するという事で、今、動いておられますので、なかなかすぐに何件も担当ができるかと言われたら、そうではないんですけども、徐々に改善のほうに向かっていくんでないかなとは思っています。あと、新年度から立ち上げたいとか、そういった話も来てはいるので、そこが順調に進めば、今よりももうちょっと環境は良くなるかなと思っています。以上です。

（廣江座長） はい、米子市さんの報告だったので、西部の中でも米子市の相談支援事業所で3名増えるということでよかったでしょうか。

（柴田オブザーバー） はい、そうです。

（廣江座長） ありがとうございます。これについてはほかの方からでもいいですが、御意見等ございますか。

（保木本委員） ほかの方ではないですけど、いいですか？

（廣江座長） いいです。

（保木本委員） 相談支援の報酬、何かその報酬、高い報酬も取れたりはするんですけど、その条件というところがなかなかそこに該当しなくて、低い報酬を取って事業を運営されている、成り立ちにくさみたいなのところもあるんですけど。もう1個出ている話が、市町村によって加算が取れるとか取れないの判断のばらつきが結構ある、全国的にあるみたいな話でちょっと聞いています。その主任加算の1と2があるんですけど、1を取る、高い方の報酬を取るときの要件が、場所によってすごいばらつきがあって、取れる地域と同じ条件なのに取れない地域とか、そういうような話もちっと聞いていたりしますし、鳥取県でも関わったりはするので、自分もちっと県に聞いたりするときもあったんですけど、県が言っているのは、最後、市町村の判断になるというところで、と言われるとちょっと苦しいというか、本当取れる報酬、取れないとかになつてくると、それこそやっぱり成り立ちにくさっていうところに最後響いてくるので、やっぱり報酬自体もそうなんですけど、やっぱり取れるところはしっかり取れるみたいなのところの形づくりもやっていかないと、なかなか何か難しさがあるのかなというふうになんて感じているところなんです。はい。以上です。

（廣江座長） これは具体的には何加算がこういうのでばらつきが起きていますか。

（保木本委員） いろんなところで話しているんですけど、機能強化、基本報酬の共同型ですね、相談支援専門員はやっぱり人数によって取れる報酬が変わってくる、あと、現任者研修受けているかどうかとかで変わってくるんですけど、やっぱり一人事業所の方は、もう必然的にそこが条件満たせないことになるんですけど、複数の事業所で締結を結んで高い報酬を取るっていうことができるんですけど、その解釈が、ここの文書での一文取られて、ここはちょっとうち該当しないんじゃないか、こういうふうに書いてあるからみたいなのところでお話があったりとか、そういう感じなんです。はい。

でも、片や、同じような条件の地域とかではそこを算定しているっていうことで、この違いは何なんだろうみたいな、同じような地域性なのに取れる、取れないっていう判断が違うのはなぜなんだろうっていうところが少し気になってはいます。

（廣江座長） なるほど。機能強化の体制ですよ、4人相談員がいたりとか、西部では2か所、そういう複数事業所でやっていらっしゃるところがありますけど、鳥取市とかでもあるんですか。

（保木本委員） 東部は取ってないですね。それこそその文面があったら取れないじゃない、みたいな話で、ちょっと何とか進めていきたいとは思っているんですけど。はい。

（廣江座長） 米子市さんは認めていらっしゃるので取っているんだっていうことなんですね。

（保木本委員） はい。相談部会でもこの話がちょっとしていただいて、今のところメリットしかないんだみたいな話とかもいただいていて、何とか圏域に広げていけるといいのかなというふうにはちょっと思っているところですね。

（廣江座長） そこを県内でばらつきが出ないように、同じやり方でやっているのに、こっちは認めてこっち認められないっていうのは、最終的には障害福祉サービス利用する方のメリットに、最終的には障害福祉サービスを利用する方のメリットにつながることはあると思うので、ぜひその調整は県のほうにさせていただくしかないんじゃないかな。事業所が直接行政とかけあって

やっていくというの、何かおかしいような気もするんですけど、はい、鳥取市さんどうぞ。

（足立委員） すみません。鳥取市です。それで、今のお話で、鳥取市と東部に関しては鳥取市の指導監査室というところが所管しています。今その共同型のことに関しては、ちょっと保木本さんともいろいろ話をしながら何とか実現にちょっと向けて動けたらなと今、思っているところなんです。何で差異があるかっていうところですけど、多分、究極的には多分やっぱり人間が判断しているからっていうところになるのかなと思うんですけども、であれば、多分その突破口ってあると思うので、そこはちょっとまた、話をしていきたいなと思っています。

多分分子市さんのほうは、鳥取県さんのほうから指定を受けていらっしゃるので、西部のことに関しては鳥取県さんのほうが判断していらっしゃるのかなとは思いますが、東部に関しては鳥取市のほうがしていますので、私のほうで何かできることがあるかなと思っています。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。ちょっと相談のことで話が今、進んでいますが、それ以外の課題について、ちょっとこれはぜひこの場で検討してほしいってところ、もう一度各圏域のほうからでも声を上げていただいてよろしいでしょうか。

（樫委員） すみません。樫です。

（廣江座長） はい、樫さんどうぞ。

（樫委員） はい。ありがとうございます。中部圏域さんのほうから報告があった医ケアの関係の中で、その選択肢がよくないとか、そういった継続の課題っていうのは上がっているかと思うんですが、その中で看護師配置を支援する方法の検討っていうことが書いてあって、その確保ができずに困難であるっていうことだったと思うんですが、県の待機事業っていうのがあると思うんですけど、その辺りの活用状況が伺えたらなと思いますが、いかがでしょうか。

（廣江座長） これは県の事務局への質問ということでよろしいですか。

（樫委員） 中部の飯田さんのほうで。

（廣江座長） 飯田さんに、

（樫委員） はい。今の現状をとといいますか、実績みたいなのが。その辺りの活用を実際されているのか、活用したいんだけど、利用ができないというか、しづらいのかっていうところ辺りが伺えたらなと思っています。中部の部会のほうでもこの話が出ていたんですけども、成果はあるんだけど、実際ちょっと分かりづらいとか、手続がちょっと煩雑だみたいところで利用しづらいついていうような意見もあったりして、ちょっと今回、前回の部会の中で西部の実績とか、今の利用の推移みたいなのところもちょっと実態を把握して使えるものにしていかないといけないんじゃないかっていう、そんな話をしていたものですから、その辺りの状況が教えていただけたらなと思います。

（廣江座長） はい、飯田さんいかがでしょうか。

（飯田委員） すみません。ちょっと私が正確な実情、昨年度から話が出ているので、ちょっと協議状況は把握できてないんですか、結局どこも個別で聞いてはみたけど、そもそも看護師がいなくてというところまで話が進んでいなかったような状況でした。ちょっと上げていて、そういった、きちんと説明ができなくて申し訳ないんですが。はい。以上です。

（椿委員） ありがとうございます。また、ちょっとその辺りの実情が分かればぜひ共有をさせていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

（飯田委員） お願いします。

（椿委員） はい。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。ちなみに東部とか、鳥取市さんのほうでこれについては、こんなふうにしていますよとか、何かありますか。別に困ってない感じですかね。

（足立委員） すみません。鳥取市の障がい福祉課です。鳥取市のほうは就労選択の話でよかったですかね。

（廣江座長） 医ケアの話で。

（足立委員） 医ケアの話ですか、医ケアの話か。

（廣江座長） 医ケアの看護師配置。

（足立委員） 一応鳥取市の状況としては鳥取県さんの補助金を使って看護師配置してくださる事業所に対しては補助しているっていう状況がありますが、それ以外のところで、何かお話できるところが、ちょっと今すぐなくて、こんな状況です。はい。

（廣江座長） ありがとうございます。

（小林課長） 廣江座長、障がい福祉課小林ですが、ちょっとだけ今の件に関してしゃべってもいいですか。

（廣江座長） どうぞ、小林課長お願いします。

（小林課長） ちょっと私のその素人じみた意見だと、鳥取市内、東部圏域は医療センターに療養介護のサービスが、結構まとまった数あるので、割とこちら辺についてはこちらのほうで対応できているのかなという印象はあるんですけども、いかがでしょうか、そのほかの皆さんで。

（河内委員） いいでしょうか。

（廣江座長） はい。

（河内委員） はい。基幹センターです。医療的ケアについては、前回もちょっとワーキングで話しましたがけれども、やっぱりその短期入所、医療センターではかなり短期入所の受入れというのをしている現状あるんですけども、選択肢がないという状況には変わりはなくって、実際その短期入所利用できなくて困っているっていう報告も、ある程度まとまった数字で上がってはいます。その週5～6件ぐらいは上がっているかなと思いますし、もうちょっと多いかもしれません。

それで、それは生活介護についても同様なんですけれども、看護師配置がどうこうっていうよりも何かどちらかというと、鳥取市に関しては受入れしていただける事業所自体がもう少し増えていかないと、選択肢として週に5日あったとして週2日は出れるけれども、あとの3日がとか、あと1日がとか、そういったケースのほうが多いのかなという印象でありまして、それで、あと1つ、2つ事業所が立ち上げてくれれば、大分充足してくれるんじゃないかなと思うけれども、ちょっとなかなかそこが難しいっていう状況かなと思っています。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。手が上がっているのは、子ども発達支援課の柴田さん。

(柴田課長) はい。医療的ケア児のその受入れ体制の充実というものについては、私たちとしても非常に大きな課題を持っています。医療型のそのショートステイで受入れがされているその医療機関というものは県内で10本もないというような状況ですので、しかも、それぞれの受入れの枠も1人とか2人とか極めて少ないというような状況もありますので、医療的ケア児の方がショートステイを利用するという体制整備には、今、一定、限界が見えてきているのではないかという認識を持っています。そういったことからちょっと来年度に向けて私どものほう、今、考えておりますのが、保護者の方のレスパイトという観点から訪問看護事業所の方と連携をさせていただきまして、訪問看護師を御自宅に派遣するという、もう少しアプローチの強化も図ってみたいというふうに思っています。医療保険制度である程度、2時間とか訪問看護サービスを利用される中で、さらに上乗せして、県と市町村とでちょっと連携をしながら、1日6時間ぐらい在宅で訪問看護師による医療的ケアを受けられる体制、これを東中西それぞれで構築できないかということのをちょっと来年度に向けてやっていきたいなというふうに思っていますので、ちょっとこれはまだ予算要求中でございますので、どうなるか分かりませんが、社会資源が足りない、ショートが足りないという中での1つの今の県の考え方として御紹介させていただければと思います。以上です。

(廣江座長) はい、柴田さんありがとうございます。これ通るといいですね。ぜひ頑張ってください。ほかにはいかがでしょうか。医ケアについて今、話が出ていましたが、それ以外の件でも、あと1つぐらい、少し意見交換できたらと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。では、各圏域からの地域課題については以上とさせていただきます。

(椿委員) すみません。

(廣江座長) はい。

(椿委員) 先ほど子発の課長さんがおっしゃっていた医療っていうのは、以前もあったものということとはちょっとまた別のものですかね。新たな事業を想定されるということに。

(柴田課長) 今おっしゃられておられるのは、総合療育センターのショートが利用できないということでのそのバックアップ策として、西部圏域に限定した事業ってものがございます。もし、そのことでしたら、それを全県展開するというようなイメージで捉えていただけたらいいかと思います。イメージ的にはそういったイメージです。

(椿委員) はい。ありがとうございます。訪看を全部使った上で、上乗せで使うっていう形でしたかね。

(柴田課長) はい。おっしゃるとおりです。

(椿委員) はい。ありがとうございます。

(廣江座長) はい、よろしいでしょうか。では、続きまして3点目の障害福祉サービス事業所の指定手続における市町村意見の紹介というところに移りたいと思います。こちらは、まず事務局からでよろしいでしょうか。

(上田課長補佐) はい。鳥取県のほうで説明させていただきます。障がい福祉課の上田と申します。よろしくお願いいたします。資料の3、13ページを御覧いただけますでしょうか。障害福祉サービス事業所の指定手続における市町村意見照会について説明させていただこうと思います。

まず1、意見申出制度の概要について御説明させていただきます。市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業所の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業所の整備に課題があるとの指摘を踏まえまして、令和6年4月から意見申出制度が創設されたところでございます。

この仕組みは、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるように次の1、2ができることとしたものでございます。まず、1番目といたしまして、市町村は都道府県の事業所指定について障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること。2番目といたしまして、都道府県はその意見を勘案して、指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業所に対して勧告及び指定取消しを行うことになっております。また、指定政令指定及び中核市においては、市町村障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定に当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるという制度でございます。

2点目といたしまして、これは、厚労省から令和7年の3月に、制度の概要や流れや活用事例の様式のひな形等を通知する内容でございます。事務連絡、地域のニーズ等、踏まえた障害福祉事業所指定の仕組み、意見申出制度の活用で示されている留意事項でございますけれども、2点ございます。制度の目的が地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること、次に市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画等に記載されたニーズに基づき、検討されるべきものであることというふうに2点留意事項として事務連絡で示されております。

次に3番、現状・課題について説明させていただければと思います。令和6年4月の制度施行からおよそ半年が経過した時点でのアンケート調査、全国調査でございますけれども、では市町村においた制度が十分認知されておらず、活用が進んでない状況でございます。その聞いた項目をちょっと3点上げさせていただいております。意見申出制度の認知度として指定権限のない市町村の回答自治体643のうち、知っているのは50.5%、知らないは41.8%、未回答が7.6%。次に都道府県が事業所指定する際の通知を求める有無ということで、指定権限のない市町村の回答自治体643のうち、常に求めている10.3%、求めていないは、今後求めることを予定している17.6%、求めておらず今後も求める予定はない59.3%、未回答12.9%。次ですが、都道府県が事業者指定する際の意見申出の有無（指定権限ない自治体で、都道府県に対してあらかじめ市町村へ通知するよう求めている自治体のみ、複数回答）回答自治体66のうち、今まで通知はない33.3%、通知はあったが意見申出はしていない43.9%、通知があり意見申出を行った12.1%という結果でございました。

次に本県の状況でございますけれども、先ほどの3月の事務連絡をもらいまして、市町村に情報提供をいたしました。9月末現在、その制度を導入する希望市町村はない状況でございます。それで、今後といたしましては、国の動向を注視しつつ、他の都道府県についても情報収集し、この意見申出制度を導入した場合の課題等について、市町村等の御意見を聞きながら、検討していく必要があります。それで、これについては、本日、御意見をお伺いしたいということでございます。

それで参考資料として17ページにその事務連絡、時間の関係でちょっと省略させていただきますけども、次に24ページに参考資料2として全国アンケート調査、26ページに参考資料3として、現在、運用している、幾つかあるんですけども、その中でホームページのほうで千葉県庁が、ここは作業中でしたので参考につけさせていただいております。制度の説明と、それに対する御意見をいただきたいと思いますので、制度説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

（廣江座長） はい。説明ありがとうございました。これについては各圏域で、こういう取組が、そもそもあることが、今日、御参加の皆さんも、あまり御存じない方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、国のほうでアンケート調査などを、この間、されていたということで、参考資料にもありますように、既に実施されているところもあるということでして、この事業の活用について、皆様方から御意見をいただけたらというところではあるんですが、いかがでしょうか。鳥取県内では、今まで西部圏域で総量規制のかかっている事業、具体的にはB型事業になりますが、そういった取組はこの間あったんですが、これは全般のサービスについて導入するかどうかというような内容だと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。行政のほうで何か御意見もしくは指定権者のほうで御意見等あればお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。西部の県民福祉局さん、福光さんいらっしゃると思うんですが、この件について何か御意見等ございますか。

（福光オブザーバー） お世話になります。西部総合事務所県民福祉局の福光と申します。お世話になります。意見の申出制度につきまして、今のところ県内で制度の導入の希望がないということだったんですけども、例えば、今日の資料について、30、31ページに、これは千葉県ので、しょうかね、ついて、ここをぱっと今、眺めておりますと、それぞれの市町村ごとに、このサービスを指定するときには、意見を申し出たいというふうに、それぞれの市町村の皆さんがこう言っておられるのが、丸で書いてあるんですけど、先ほど廣江座長さん言われたとおり、やはり就労のA、Bのところは、西部でも総量規制という形でやっていて、この千葉県の例を見ても多いかなと思うんですけど、意外だなと思ったのは共同生活援助、グループホームのところを見ますと、どちらかというとならぬ就労継続A、Bよりも意見を出したいという市町村さんが多いなというふうに感じました。それで、今回も西部の西部圏域のグループホームの大規模化対応といって、なかなか指定権者が県にあるので、市町村、圏域では限界があるとかというような意見もあって、例えば、そういう場合にこの制度を活用したりするというのは、ちょっと制度の内容詳しく承知をしていないんですけども、活用できる余地があるんじゃないかなというふうに感じております。ちょっと感想みたいな感じですけども、以上になります。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。あと、ほかの市町村の方々は、何か御意見等ございませんか。米子市さんせっかくなので、いかがでしょうか。

（橋本委員） すみません。米子市です。例えば、グループホームを指定するときに、市が意見言えるっていう制度だと思うんですけども、既に指定がある事業所が、さらにグループホームを増やすような場合でも、これは対象になるんでしょうか。ちょっと教えてください。

（廣江座長） 県のほうから御回答いただいてよろしいですか。

（小林課長） すみません。県庁の障がい福祉課小林です。今の米子市さんからの質問に対する、ちょっと今、正確なところが答えられないので、また、皆様に改めて見解は、ちゃんと国なりの通知見ましてお答えしたいと思うんですが、話はそれるかもしれないんですけども、グループホームが、そういった大規模化みたいなことを、具体的には、多分この、ここ何年かで20人定員のいわゆるミニ施設みたいなものが、少し、乱立しているというふうなことに對する、少し懸念の声だろうなというふうに承っておりまして、それで、これについては指定権者である西部総合さんもそうなんですが、それ以前に施設整備を推進しております県、私ども本庁のほうの問題でもあるのかなというふうに、ちょっと反省というわけではないんですが、造れば必ず埋まってきますし、一定のニーズはあるので、グループホームも一定程度必要かなとは思ってはいるんですが、質の問題だったり考えたりするときに、20人定員のミニ施設みたいなものが、本当にあるべきなのかというふうなところは、非常に私どもとしてもある意味反省して、少し、考え直さなきゃいけないのかなというふうに認識はあります。

それで、それを解決するというわけではないんですが、今までの施設整備の優先順位、採択するときの基準でいきますと、どうしても定員が多いほうが有利になってしまうという面があったのですね。もう少し、いわゆる、こじんまりしたような、例えば4～5人定員ぐらいの、なおかつ、例えば、女性専用であったりとか、精神障がいの方専用であったりとか、もう少し、きめ細やかなサービスを提供できるような、こういう施設を逆に誘導できるような、そういうふうな基準をつくってもいいのではないかなみたいなところを、少し個人的には内部で今、議論を始めたところでありまして、それで、そういうふうなことを考えるためにも、市町村の方とか、あと、相談事業所の方に少しアンケートをやってみたりとか、今、少し模索をしつつあるところです。

何が正解なのか分かりませんし、実は20人定員で施設整備したところにつきましても、実際、指定するところは人材不足のこともあるんですけども、5人、6人で始めてみたりとか、少し小出しにしている現状なんかもあったりして、なかなか私どもすぐくもどかしいところもあるので、そういうふうなところも考えながら少し、ちょっと抑止策、抑止力というわけではないんですけども、何か、いい方向に持っていけないのかどうかというのを、ちょっと模索しつつあるところなので、ちょっと考えているということだけは、御理解いただきたいなと思います。長くなりましたが以上です。

（廣江座長） 小林課長ありがとうございます。大変悩ましく思っていらっしゃるのがよく伝わってきました。これ、大規模化という話になっているんですけど、それが、ほぼ日中サービス支援型のグループホームですので、従来型の多い介護包括だと減算がかかるんですけど、日中サービス支援型は20名まで減算かかりませんので、つくる側は多いほうがいいだろうという考えになりやすいというところもありますので、そもそもの制度の立てつけのほうについて、国のほうに少し意見を言っていくなど必要かなと思われます。

はい。時間も限られておりますが、この辺りで、ほかに御意見がなければ次に進ませていただきますが、よろしいですか。はい。では、続きまして令和6年度の報酬改定後の動向についてに移りたいと思います。こちらについても県庁のほうからよろしいですか。

（北村係長） すみません。県障がい福祉課の北村と申します。音声のほう大丈夫でしょうか。

では、資料4のほう御覧いただけますでしょうか。令和6年度報酬改定後の動向についてということで、国の把握状況というところです。県内において実施した影響調査について説明をさせていただけたらと思います。まず1番目、国の把握状況というところでございます、前回、国のほうで障がい福祉サービス等報酬改定検討チームというところで、令和6年度報酬改定後の主なサービスについて、動向についての実情が公表されているところでございます。本日、別添資料等でグラフ等の資料をつけていないところで申し訳ございませんが、そういった主な一部サービスについての概要の抜粋をして対応させていただいているところでございます。

主な内容としまして、生活介護におきましては、給付費は増加傾向にございまして、令和6年度報酬改定前後では、加算費用額が1.3倍程度に増加しているところでございます。また、強度行動障害に係る加算費用額も2倍、人員体制に係る加算費用額も1.3倍程度に増加しているといった状況でございます。また、利用者1人当たりの給付費につきましては、報酬改定前後で5%増加。また、改定前は営業時間が8時間以上の事業所を延長支援加算にて評価しているところでしたが、改定後は8時間以上サービスを提供している事業所については、基本報酬において評価をいたしておりまして、9時間以上提供している事業所を延長支援加算で評価するという形で見直しがされております。

これに伴いまして、8時間以上サービス提供している事業所数が改定後大きく増加しているといった状況になってございます。また、重度障害者支援体制加算の算定事業所数も増加しておりまして、重症心身障害者や強度行動障害のある方を受け入れている事業所が増加していることが読み取れています。就労継続支援A型事業所についてですけれども、そちらについては給付費のほうは令和6年4月まで増加傾向にございましたが、令和6年4月～12月にかけては減少している状況でございます。1人当たりの給付費を見ると年々増加しておりまして、基本報酬については、ほぼ横ばいの状況ですが、各種加算費用額については年々増加しているといった状況になってございます。

続いて令和6年度報酬改定におきまして、生産活動収支に対する報酬上の評価が見直しされておりまして、それに伴って、事業所におけるスコア区分別の事業所数においても影響が見られるところでございます。続きましてB型事業所になりますが、事業所数については増加に伴って、給付費も増加している状況でございます。1人当たりの給付費は年々増加しており、令和4年以降は横ばいとなっている状況ということです。また、報酬改定において、平均工賃月額額の計算方式が変更になったことを受けまして、これに伴ってスコア区分別の事業所数においても影響が見られている状況です。

続いて国における報酬改定に向けた調査の状況になりますけれども、障害福祉サービス等経営概況調査というのが今回実施されておりまして、全国の障害福祉サービスの事業所から無作為に抽出した事業所を対象に調査が実施されているところでございます。調査項目につきましては、定員、開所日数、利用者数、また、事業活動の収支状況、職種別の従業者数等について調査が実施されています。調査スケジュールとしましては、7月時点で、事務所からの回答を締め切っているところでございます、今月中には概況公表というところが予定されているところでございます。本日時点では厚労省のホームページ確認してみただけでも、まだ公表はされていない状況でし

たので、また今後、ホームページ等で公表がされるところだと思います。

そして2番目になりますが、県内事業所における影響調査というところで、令和6年度報酬改定において、生活介護の基本報酬部分において、従来の1日単位という報酬の改定から、時間単位とする改定がなされたところでございます。その改定の影響を受けまして、全国の一部の事業所では大幅な報酬減となったような報道もされていたところございました。こうした状況を受けまして、鳥取県における影響の実態を把握するために、昨年度、県内の生活介護事業所を対象にアンケート調査を実施したところでございます。(1)としまして、影響のもととなった報酬改定の概要を書かせていただいていますけれども、基本報酬につきまして、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするということでしたが、これまでの営業時間による設定からサービス提供時間別の細やかな設定で見直されたところでございます。それに併せまして、利用者が必要とするサービスを提供する事業所が地域になかった場合ですとか、また、医療的ケアが必要な方や盲ろう者の方など、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ないという方の配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で報酬算定するということを基本とするような一定の配慮が設けられているところでございます。

概要としましては、報酬改定の影響として、令和6年3月以前と4月以降という形で回答を県内の事業所をお願いしていたところです。内容につきまして、改定前後における利用者1人当たりの報酬額の増減については、計57事業所のうち、増加したと回答いただいた事業所が22事業所、減少したと回答いただいたのが20事業所、変わらない、不明というのが合わせて15事業所となっております。全体としましては、報酬が増加した事業所と減少した事業所が同等であるという結果だったかと思います。

その次の2の欄に記載させていただいておりますが、基本報酬が報酬改定の影響を受けて減少したものの、加算の拡充により、報酬総額は増加したといった回答をいただいた事業所もございました。続いて、定員区分別の状況でございますけれども、小規模の事業所では報酬増となった事業所が多く、定員数が多い事業所では報酬減となっている傾向が見られているところです。続きまして、2つ目の表になりますけれども、同じく利用者1人当たりの報酬額の増減について、利用者の方の重度率、区分5、6の方の割合を考慮した回答数、集計になっております。こちらを御覧いただきますと、全国の一部報道であったような重度の利用者を受け入れている事業所において大きく減少したというような傾向は本県においては見受けられなかったというような状況でございます。

それで、設定した回答項目以外に自由意見としていただいた内容でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、報酬額では減少したものの、加算の拡充により報酬としては増加になっているということですが、基本報酬の減少の影響を踏まえまして、送迎開始時間や送迎のルート、事業所の開所時間の見直しを行ったというような事業所もございました。また、併せて報酬改定踏まえて人員体制、定員等変更したというような御意見もございました。報酬改定としましては以上になります。また、関連しまして、国のほうで次の障害福祉計画の見直しを踏まえまして検討会議がなされておりまして、その資料を参考資料4ということでつけさせていただいております。

社会保障審議会障害者部会資料というところで、令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しという厚労省の資料をつけさせていただいております。こちらのほうで次期計画の指針策定に向けて見直すべきポイントとして13点検討事項が挙げられているところがございます。こちらについては、時間が限られているところがございますので、また改めて御覧いただければと思います。県からの説明としては以上になります。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。先ほど説明がありました参考資料については、今日、新たな会議が開かれていて、また新しい指針の見直しの指標が公表されていますので、また御参考いただければと思います。市町村さんは特に来年度から改定されるはずでありますので、注視していただければと思います。この報酬改定後の動向について生活介護中心にお話をいただきましたが、国の動向と県内の動向について皆様方から、現場におられて感じられていることなども含めて御意見、御感想などあればお願いいたします。いかがですか。何か報酬改定の影響でちょっとこの事業でこんな動きがあるなとかいうところなど、感じられているところがありましたらお願いします。はい、じゃあ、河内さん。

（河内委員） はい。基幹センター河内です。このたびの、令和6年度の報酬改定、特に生活介護の件で、こういった調査をされておるといのはちょっと初めて聞かせていただいたので、ちょっと参考にさせてもらいたいなと思いますけれども、現場の意見としてはやはり1日単位から時間単位に報酬も何か変わったということがすごく影響が大きくて、特に時間、短時間利用の方っていうのがやはり利用しづらくなってるんじゃないかっていうところ、その辺りは特にこの改定が始まった辺りというのは影響があったように思います。それで、最近はあまりちょっと聞かなくなりはなってはきたんですけど、実際そういった方というか、短時間利用とか、長時間の利用ができない方っていうのは実際どうなっているのかなという、ちょっとそういったところでは気にはなっているところです。

それで実際、その利用をね、利用を断わられてるとか、そういった報告までは受けてはないけれども、やはり事業所のほうは受けづらい状況なのではないかなということとはちょっと見受けられます。それと、送迎時間のことをちょっとその他の意見のところにありましたけれども、やはり障がいの施設ってそんなに数多くないんで、特に鳥取県内って人口が少ない部分もあるので、やはり障がいの施設までは結構遠くて、送迎にかなり時間がかかるというケースがありまして、それで、送迎時間はその利用時間に含まれないということがあるので、かなりその影響があって、送迎にかなり人員も時間もかけているんで、そこが利用上、時間に含まれないということになるということで、その辺りは何とか考慮していただけないものなんだろうかということは、ちょっと協議会の中での意見では出ていました。一応、私が気になる意見というのはそんなところです。はい、以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。まさに今おっしゃったように、結構送迎で時間が、遠くから来られる方が利用が制限されちゃうんじゃないかっていう心配が全国的にも声が上がっていましたように、実際そういうことまでは、まだ県内では起きてないという認識でよろしいんでしょうか。鳥取のほうはまだそこも、そういう話はないですか。

（河内委員） やはり送迎ができないということで、利用を断わられるというケースはあるとい

うのは聞いています。

(廣江座長) あるんですね。

(河内委員) はい。あります。それで、途中までしか送迎できないとか、ここまでは連れてきてねとか、そういったことで結構制限というか、家族さんに負担をかけたりというケースも聞いています。

(廣江座長) その辺、本当にB型の送迎車なんか走り回っているんですけど。なかなか生活介護の利用者の方って自力で行くというのが難しい方も大勢いらっしゃると思うので、そこは何かならないものかなと思ったりしますね。その辺を受け持ってる方たちでちょっとこれ最近そういえば気になることはないですか、生活介護について。それ以外でも構いませんが。中部のお二人はいかがでしょうか。

(今西委員) すみません。はっぴい今西です。聞こえますか。

(廣江座長) はい、聞こえます。

(今西委員) はい。同じように、河内さん言われたように、生活介護の中で。

(廣江座長) 聞こえなくなりました。何か。すみません。ちょっと今西さん、声が途切れます。

(今西委員) 言われたように、いろんな車が走っているので、そこがうまく送迎のマッチングができればすごくいいだろうなというのは日々思っていました。それで、ただ、今聞いて、個別支援計画の中で短い方だったりとか、例えば精神の方でなかなか在宅でお風呂に入れないとか、本当に都会だとアクセスがよかったりとかするのでいいかもしれませんが、田舎は本当にアクセスの仕方、公共交通機関にしてもなかなかバスの便がなかったりとかいうことがあって、生活全般的なところでしづらいというところがあるので、交通の保障というか、そういったものを、生活介護だけではなく全般的なところで福祉業界が協力し合うとか、そういうようなシステムをつくっていくとか、そんなことが考え・・・。(切れている)

(廣江座長) はい、ありがとうございます。徐々にね、人口が減ってる中山間地などは本当に深刻になっていますよね。サービスの利用が、放デイを利用したいお子さんも送迎に来てもらえないっていうことがあって、日野郡なんかは、日野町さんかな。車を町が仕組みをつくって送迎するような仕組みを導入されたこともありますけども、どんどん人口が減っていく中で、本当に住みにくい、障がいのあることで住みにくくなってしまうというようなことが起きてしまうのは非常に残念ですよ。はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中間年になっていますので、障害福祉計画の、その辺りの動向を踏まえて、また各市町村で障害福祉計画の策定、来年度始まると思いますので、先ほどもお話しありましたけど、指針のほうは13項目出されていますので、ぜひいい計画が立つよう到来年度以降よろしくお願いします。

それでは、最後の議事になりますが、鳥取県内の障害者支援施設の待機者数について、検証からでしょうかね、報告をお願いします。

(上田課長補佐) 資料のほうは16ページ、資料番号5で御説明させていただきます。鳥取県障害者支援施設の待機者数についてということで御説明させていただきます。まず、1番目といたしまして、障害者支援施設の待機者数について御報告させていただきます。852人ということで

令和7年度は現在でなっております。待機者数につきましては、早期に申し込まれている方の重複計上をされて、延べ数ということになっております。詳細については、施設からの報告に基づき県のほうで取りまとめてホームページに紹介しております。参考資料4番ではなくて参考資料5を参考としてホームページに公開されている資料をつけさせていただいておりますので、詳細についてはそちらを御参照ください。

2番目の報告といたしまして、県内の障がい者数と障害者支援施設の入所者数の推移と今後の見通しでございます。県内の障がい者数は、令和6年度末時点で4万5,671人ということで、障がい者数全体としては横ばいの状況になっております。今後もこの傾向は継続し、障がい者数全体としては穏やかに減少するものと見込んでおります。また、入所施設における入所者は年々減少しております、令和6年度末時点で883人、平成28年度比13%減というような状況でございます。障害者支援施設の専門的な支援を要する強度行動障がい等の一定のニーズを残しつつも、今後も減少していくものと考えております。

また、国の示す障害福祉計画に係る基本指針においては、障害者の自立支援の観点から、入所施設からの地域移行が推進されておまして、施設入所者数の地域生活への移行者数が成果目標として掲げられております。本県の障がい者プランにおいても、国基本指針の設定を基本としつつ、第7期計画期間令和6年～8年における地域移行者数の目標値を設定し、地域移行の促進を図っているところでございます。

第8期の令和9年11月の障害福祉計画に係る基本指針、国の検討におかれましても引き続き地域移行者数や地域入所者数の削減目標、削減の目標値を設定する方向で現在検討されている状況でございます。以上でございます。

（小林課長） 最後に障がい福祉課小林から補足ですけれども、この体制ができていない待機者数、意味があるのか、ちょっと本当に申し訳ない数字ではありますが、詳細な分析ができていなくて申し訳ないんですが、ただ、やっぱり一定数、待機者の方がいるのも事実ですし、県内に20か所、また、障害者支援施設があります。それで、そんなだんだんだんだん老朽化していく中でも、定員は徐々に減ってはいくんでしょうけれども、でも、一定のニーズがある以上、壊してしまうわけにはいきませんので、障害者支援施設の在り方に関する検討会というのが国の報酬改定に併せて今年も何回か行われておまして、その検討状況も見ながらですけど、県としては、例えば、国が、その建て替えを行うに当たっての国の施設整備の補助金なんかは全く金額的に足りないというふうな事情、状況もあるので、ちょっとそこは国に対してしっかり要望して、建て替えが必要なものは建て替えが必要だということ、しかるべき措置を取っていただきたいということの声を上げていきながら、でも、そうはいっても地域移行必要なんでグループホームも着実に整備するとか、そのような形でしっかりやっていきながら、なおかつ強度行動障がいのある方も在宅で支えられるように専門的治療をやったりとか、いろいろな形で、即、特効薬にはならないんですが、やっていきたいなと思っております。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。この件につきまして何か御質問、御意見はございますでしょうか。はい、乾さんどうぞ。

（乾委員） はい。鳥取県自閉症協会の乾です。待機者数なんですが、これって、私たちの仲間

は、待機は、申込みはしてないんですけども、潜在的な待機者でして重度であるとか、強度行動障がい予備軍であるとかいうところで、施設に合わないっていうのがあって。あと、断られる、人がいないんで。練習として短期入所で頼もうとしても断られたりすると、人がいないんですよって言われると、そこでもう、ちょっとしばらくその施設には声かけてないんだとかって言われてまして、本当は待機者として、こうやって数が上がると、焦って、何か人数だけでも入れておこうかな、みたいな気持ちになったりするんですけど、そういう上がってない潜在的な人もいるということを知ってほしいです。

それから、先日の10月14日ので出前県議会のときに鳥取市さんがグループホームの待機者数を言われてまして、ちょっとそれ、びっくりしまして、グループホームって申し込んで待機するんだろうかっていうのがあって、それは初耳でして、全て申し込んで、もう実際に若い人が暮らしておられたりすると、もう満杯だから申し込むのはやめるって人も多いと思いますので、その辺りも待機者数っていうのを把握、東・中・西全部把握しておられるのか。何か、どういうタイミングで申し込んだらいいのかを、ちょっとこっちも分からなくて、不安だけが出るというような状態になっていますので、そのことを知っていただきたいんです。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。大変切実な声かなと思って、受け止めさせていただきました。この数に上がってない方もいらっしゃるっていうのと、同時に上がってるんですけども、順番が来ても、いや、まだいいですっていう人も、中には含まれていたりするところ。申し込んでいるんだけど、全く全然お声がかからないという方も中にはいらっしゃる、それが現状かなと思います。複数の施設に申し込まれてる方っていうのも、何とか重複しないで、人数、実数がはかれるといいなと思うんですけども、なかなか難しいところかもしれません。

今、乾さんの話にもあったんですけど、鳥取市はグループホームの待機者数を集計して発表されているんですか。どなたに聞いたらいいいんでしょう。河内さんですか、保木本さんですか。

（保木本委員） 鳥取市のほうは多分、月に1回、各グループホームに空き状況の確認をしていて、うちの法人もグループホームやっているので、そのメールが届くので、空き状況とか、待機者数というところを記入して送って、鳥取市の自立支援協議会、鳥取市のホームページにその情報も載っているっていう状況だったらよかったですね、河内さん。

（河内委員） はい。そうですね。そこの中に待機者があるんですかね。何か私もよく知らなくて。

（保木本委員） 一応待機者数とかも、ホームページを見たら載ってたりはするので、そこを見ながらちょっと申込み、相談かけさせてもらったりすることもありますし、埋まってもそうじゃないこともありますし、あとはいろいろという感じでございます。はい。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。西部は一応、受入れ状況というか、今、何人受入れ可能ですよっていう集計はされていますね。ただ、何人待機していますっていう数字はなかったような気がするんですけど、県民福祉局でそこを担っていただいていますけども、福光さんいかがですか。

（福光オブザーバー） お世話になります。先ほど国回答がありましたけども、定員があって何人でということで、何人受入れ可能っていうところまでの情報はお出しをさせていただいてい

ますけども、待機者というのはちょっと集計してないというふうに認識をしております、西部のほうでは。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。西部の自立支援協議会のホームページ上で受入れ可否というのがあって、バツがついてたり、丸がついてたりということで確認をすることができるようになっています。中部はいかがですか。

（飯田委員） 中部も一応掲載はしているんですけど、どれぐらいの頻度で確認しているのかとか。ちょっと細かいところは、まだちょっと把握してないですけど、一応ホームページに掲載していたと思います。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。時間が過ぎてしまっておりますので、この件につきましては報告がメインという形になろうかと思いますが、西部のほうで、今日もどこかで話があったと思うんですけど、グループホームは今年度すごく増えている現状がありまして、その国の障害者部会でも地域格差みたいなものをどういうふうに考えるんですかという検討されているんですけど、県内でもその辺りの格差があって、日中サービス支援型が東部はなかったりというところで、西部だけはもう 100 床になるんじゃないかっていうぐらい、日中サービス支援型が今年度整備されるとなります。その辺りの格差も、解消するのがいいのかどうか分からないんですけども、本当にニーズがあって、ニーズを満たす形でサービス提供が行われているということが一番大事なのであって、東部にはないっていうのはやっぱり、一定ニーズはあるけど満たされていない部分があるんじゃないかな、西部は、もしかしたらニーズ以上に整備がされ過ぎてしまっているかもしれないなというところが現状かと思います。

すみません。進行の不手際で少し過ぎてしまいましたが、今年度第 1 回の自立支援協議会ということで、県内の状況を、皆様方に把握していただいたと思います。まだ情報としては、もっと違う情報などもあると思うんですが、それぞれの圏域で課題が出ていたと思いますが、ぜひ、よその圏域の課題も自分のところで圏域でもそうだなというところがあるかと思いますので、持ち帰りになっていただいて、また御検討いただければと思います。

年内に多分まだ開催予定があると思いますので、次の会でもまた検討していきたいと思います。では、県庁のほうにまたマイクを戻したいと思います。

（上田課長補佐） 今、議事のその他として 1 点、県庁のほうから報告申し上げます。資料ですけども、参考資料 6 ということで、県立皆成学園における死亡事案を踏まえまして各事業所、施設にですね、事故の発生防止の徹底について、注意喚起の文章を 7 月に別参照をお知らせさせていただいております。併せて検証報告書と県立障がい児施設における重大事故発生時における対応マニュアルというのが作成されたものですので、それ併せて地域各局で話させていただいておりますので、その記録でございます。

（小林課長） はい。事務局からは最後に以上でした。はい。先ほど廣江座長から次の会は年内にという話があったんですが、なかなかちょっと年内難しいかもしれないので、年度内に、3 月末までに、ぜひもう 1 回、開催させていただければなということで準備を進めたいと思います。

本日は大変お忙しいところ、各圏域に関わります課題につきまして有意義な意見交換ができたと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。何もなければ以上で終わりにしたいと

思います。本当にありがとうございました。それでは順次、御退室していただけたらなと思います。ありがとうございました。